

第七節 文化と宗教

一 郷土の文化

近世における郷土の文化を述べるについで、この町域すべてのことに触れて記し、これを明らかにすべきところであるが、残念ながら、その希望を満たせるほどの史資料の類が乏しいことを、しみじみ感じている。ひとくちに文化といっても、範囲が広く、推測だけであれこれ書き進めるわけには行かないので、既刊の史誌や限られた資料の中から拾って紹介することにする。

(一) 寺子屋

寺子屋とは、江戸時代に庶民の子弟のため、初級の教育機関として、いわゆる読み書き、そろばんを中心にした生活基本的な教育を施したものである。武士や僧侶、神官や医師、庄屋などがその経営に当たった。その昔、鎌倉・室町時代の教育が専ら寺院で行われたことにその起源が求められるという。

現在の大字が当時の村の単位であるので、小規模の村はともかく、ほとんどの村には寺子屋があったものと思われる。江戸時代後期から幕末・明治にかけて存在した寺子屋は、明治五年（一八七二）の学制頒布による小学校開設によってその歴史的な使命を終えた。

『福岡県史』などの文献には、犀川町域の寺子屋個々の名称はとどめ

ていないが、その伝承を遺しているところとして、神官、医師あたりが運営に携ったとされる本庄、横瀬、帆柱ほかの各村がある。

郷土の貴重な近世史料である長井手永大庄屋文書の中に、大庄屋から村々の庄屋に宛てた関連文書があるので次に紹介する。

これによってみても、寺子屋風のものが各村々にあったことが推測できる。

（安政二年（一八五五））

公義御法度ニ付若者ニ至迄兼て堅相守聊心得違無之様、猶又最寄手習師匠手本ニ認掟筋自然と相心得罷候様被取計事。

（以下略）

正月八日

長井磯七

村々庄屋中

新年にあたり、村々へ告諭する時期、特に村々の庄屋あてに、幕府などが禁止している事柄について若い者たちまで、前々から厳しく守り、少しでも心得違いをしないよう、なおまた、近くの手習師匠に禁令を手本に書かせ、掟のことを自然に心得ができるよう取り計らってもらいたいという内容となっている。

現在の広報活動の形で触れの禁止事項を周知させていたことがわかる。

寺子屋の修業年限や、その内容については特に規定といったようなものはなく、主宰者の裁量によって運営がなされていたようである。

『築上郡史』によれば上毛郡友枝（現築上郡大平村）の寺子屋はやや組織だっていたとされるので挙げてみよう。主宰者は小野勇平である。

学習年限をおよそ四か年として習字、読書、算術の初歩を教えている

(第107表)

第107表 上毛郡友校の寺子屋の修学課程

課目	一年		二年		三年		四年	
	習字	讀書	習字	讀書	習字	讀書	習字	讀書
算術	なし	なし	加法、減法	なし	乗法、除法、乗除法、見算	なし	なし	なし
習字	片仮名、平仮名	なし	大和巡り	なし	風月往来、商業往来	庭訓往来	なし	なし
讀書	なし	なし	大学、中庸	なし	論語、孟子、十八史略、文章軌範の素読	庭訓往来	なし	なし

(二) 藩 校

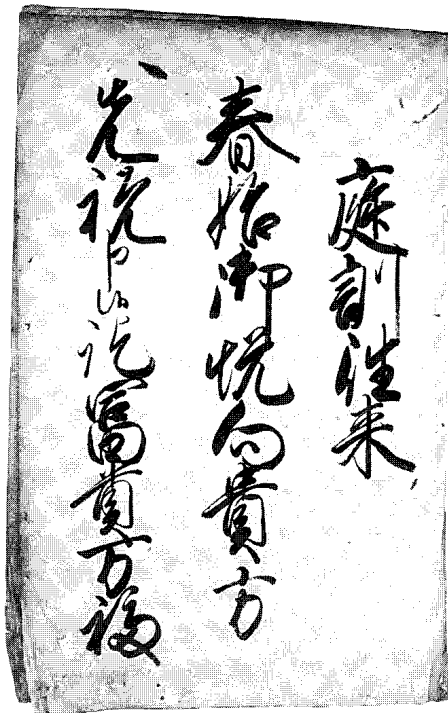
小倉藩では、幕府の学問奨励の方針に沿って、藩士たちに学ぶことを勧め、その資質を高めるべく藩校を設けた。

宝暦八年(一七五八)、第四代藩主忠総が、京都から招いた朱子学者石川麟洲に漢学塾思永齋を開かせたのである。ここで藩士の子弟に朱子学による教養を授けたのに始まり、逐次その制度や内容などが整えられていった。

その後三〇年で思永館となり、さらに一〇〇年を経て教学の実を挙げ、幕末に至ったものだが、長州との戦いに敗れ、小倉城と共に学舎も全焼している。そのころまでは官学である藩校は、小倉城下において、もちろん士分の者の子弟たちが修学する場所ではなかった。

ところが、慶応三年(一八六七)田川郡に仮の藩庁が置かれ、香春の光願寺を仮学館として、思永館が再開されることになった。

この時期藩士たちは、小倉を退去してそれぞれ、田川、仲津、築城の



昔の教科書庭訓往来 (永沼文書No.295号)

各郡の村々へ止宿していたこともあって、多くの支館が設けられ、当初は田川郡田原外十数か所に設置したとされている。

さらに明治元年(一八六八)、城地が錦原(現豊津町)に決まり、このことが公布され、人心を一新して広く人材を登用しようとした。思永館も今までの名称を育徳館と改称した。

入学資格についても、下級武士にまで広げ、その教科も、皇、漢、洋の三学を行うことになった。本町域にも支館が、次の三か所に設けられた、いずれも過渡的なものであった。

- 大村支館 仲津郡大村 瑞龍寺、明治二年〜四年ごろ
- 本庄支館 同郡本庄村、場所、時期など不明
- 木井支館 同郡木井馬場 即伝寺、明治二年〜四年ごろ

その後、明治三年、仲津郡大橋(現行橋市)に育徳館の分校として、大橋洋学校が開校している。

結局、仲津郡では、大村支館、今井支館が残り、築城郡では、築城支館、伝法寺支館の四館になり、明治四年ごろまで続いたようである（第188表）。

明治三年一月開学された育徳館は、藩の近代化を目指して、士民の別なく修学を許すことにしているが、農工商などいわゆる民の側は、やはり私塾の方を選び、育徳館で肩を並べ学ぶようになるのは、もう少し先のようにある。程なく廃藩置県が行われた後は館を改め育徳校としている。

明治初年の藩校育徳館には、旧藩士の子弟のほか、佐幕に殉じた旧会



「金蘭簿」

津藩士の子弟の遊学もあり、館内には寄宿舎が設けられていたという。ところで年代は少し下がるが、ここに「明治十七歳、金蘭簿」（市川柳影）と記す交友録といった冊子がある（山鹿 一川淳江氏蔵）。

その交友中の一人に、後年、県立豊津中学校（現豊津高校）の第二代校長として令名を馳せた、大森藤三・号紫川の署名墨書で「北豊築城郡深野、寒生（貧しき書生の意）当時豊津中学校舎寄留学生」と書かれている。

冊子の右の半ページには、窓枠のついた寄宿舎とおぼしい建物その他



「金蘭簿」の大森藤三の書と絵

が描かれ、明治以前からあった寄宿舎ではないかと思われるのである。慶応二年生まれの市川と同三年生まれの大森はこの年数えて十九歳と十八歳になっている。

ちなみに金蘭とは、中国の古書『易経』に出てくる言葉で、親しい友の交わりをいい、『広辞苑』によれば、親友の氏名・住所などを記した帳簿を金蘭簿というところである。

第108表 藩校育徳館の支館の状況

支館区分	教 官		生 徒		うち文学		うち手跡	
	数	名	数	名	数	名	数	名
大村	二		七	五	四	〇	三	五
今井	一		九	一	三	五	三	五
築城	二		八	八	三	一	三	五
伝法寺	二		五	〇	三	一	一	九
計	七		三〇	四	一	五	九	一

（『京都郡誌』から）

(三) 私 塾

幕藩体制の基盤が定まり、封建制度における各層の階級が厳しく分別された時期には、この犀川町域の占める農山村地域はすべて生産の場であった。庶民の生活はすべてが年貢の米麦その他、林産物の生産などといった労働に結びつき、明け暮れていた。商工業について言えば、ごく小規模な経営が許可制によって行われていたにすぎない。

恐らく時間の余裕などといったものはなく、厳しい生活が続いていたものと思われる。

日常の生活についてのものもろもろの制約は、機会あるごとに禁止や規制

の触れとなって、文書の通達または村辻に設けられた高札場の掲示によって周知徹底が図られたのである。

したがってこの時期においても、文字が果たした役割は、意思伝達のための手段として欠くことのできないものであり、神職、僧侶、庄屋層などは、幼時からいずれかの教育機関で文字を習得しなければ日常の用が足せない状態であったと思われる。

幕末期には村々（今の大字の区域）の指導層の子弟は、寺子屋クラスの初学を終え、それぞれ親元を離れ、遠くの著名な私塾へ遊学し、儒学を基本とするところで勉学に励んだ様子が記録によって窺うことができる。

遊 学 先

特に著名な豊後の日田の咸宜園（塾主 廣瀬淡窓、同青 邨、同林外）や、豊前上毛郡（現豊前市）蔵春園（恒遠 醒窓、精齋）、京都郡（現行橋市）水哉園（村上弘山）が遊学先として挙げられる。彼らはそれぞれ筋奉行へ願い出て許可をもらい就学した。

犀川町域の遊学者名簿を掲げる。

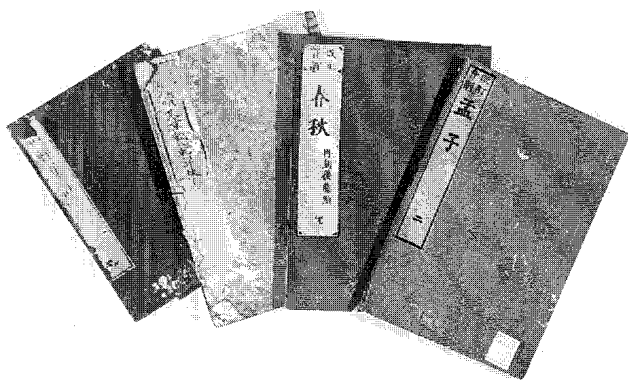
咸宜園遊学者

豊後日田の咸宜園遊学者を入門簿からみてもあるが、掲出されている現在の犀川町域分は次のとおりである。

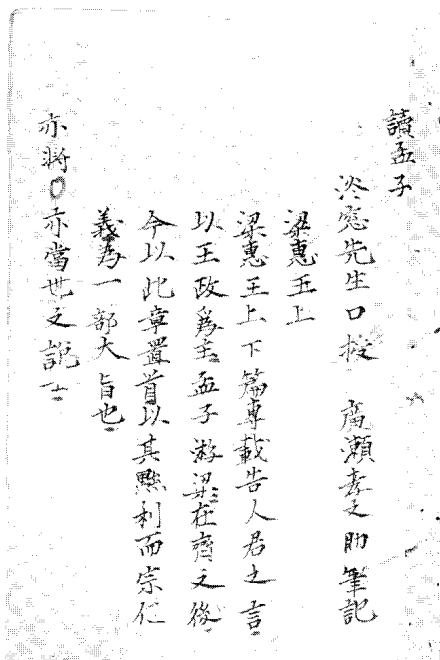
（『福岡縣資料』から）入門簿には欠落した部分もある

第109表 成宜園入門簿(抜粋)

入門年月日	住	所氏	名
文化三・四・一〇	仲津郡木井村	則(即)	傳寺法鏡
同	仲津郡伊良原	同秀	法靄
文政一・二・八・八	仲津郡小倉領下伊良原	明	蘭
大保五・六・二六	同	白	德
天保五・六・二六	仲津郡上高屋村	村	恭
同	仲津郡花熊村	田	養
文久二・四・二〇	仲津郡生立社	熊	祖
明治三・三・九	仲津郡	田	實
同	仲津郡	谷	守
同	仲津郡大村	中	淳
同	仲津郡大村	上	治
同	仲津郡大村	川	成
同	仲津郡大村	白	蘭
同	仲津郡大村	白	德
同	仲津郡大村	明	恭
同	仲津郡大村	同	養
同	仲津郡大村	同	祖
同	仲津郡大村	同	實



成宜園での教科書 (永沼文書No.297号 298号 299号 300号)



讀孟子テキスト (永沼文書No.296号)

ここに、成宜園における教科書と教材の写本ノットがある。

淡窓先生口授、廣瀬孝之助筆記のテキストを在塾時に写したもので、標題に読孟子と書かれている。恐らく指導者孝之助の手だと思われる朱筆がそこに加えられており、塾の雰囲気伝わってくる。末尾に「宜園の塾にて写之」としてある。

水哉園遊学者

京都郡の水哉園入門者中、現在の犀川町域分を挙げ(第109表、『京都郡誌』から)。

当時京都郡上稗田(現行橋市)で村上仏山が天保六年(一八三五)に開いた「水哉園」は、漢学の私塾で広く入門を許可して、塾主の学徳を慕う向学者が門戸をたたいた。

一五歳以上で、既に寺子屋でのいわゆる読み書きや素読などの初学講座を終えた者が受講しており、犀川町域の受講生は七十二人を数えてい

学先の塾頭の遊学を機会に転塾を申し出ている。

奉 願 口 上 覚

(明治四年)

願之通未七月廿日、私儀是迄恒遠敬吉郎殿方へ入塾仕居候所、同人儀遊学

他行被致候ニ付此度日田表広瀬孝之助殿方へ入塾仕度奉存候間何卒御印鑑被

仰付被下置儀奉願候為其願書差上申候、以ヒ

未 七月

森 吉太郎

右之通願出候ニ付宜被 仰付可被下候、以上

長井 又蔵

豊津藩御役所

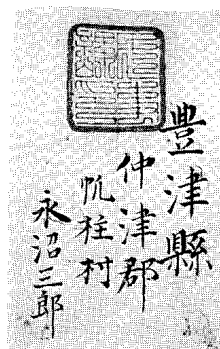
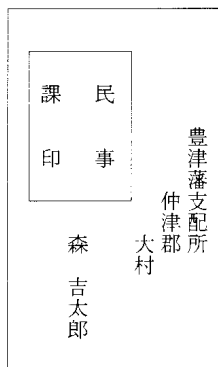
この願いに対し次のとおり許可されている。

ちなみに広瀬孝之助は淡窓の甥広瀬林外である。なお森吉太郎は長井又蔵の息子で後改姓及び改名をして永井知三となる。明治の三厘川村合併時の西厘川村長を務めた。

別紙の通被差候間此旨可被申達候也

七月廿日

酒井 少 屬
(以前の筋奉行職)



遊学許可印 (永沼文書 No.339号)

のと見える。

その豊津県も同年十一月十四日までのわずか四か月で今度は小倉県となるめまぐるしい過渡期的なものである。短いその間に同県名で発行された威宜園遊学時の民事課印を押しした現物写真を紹介する。

医師 修業

医師には多くの種類があった。郡医、手永頭医、厄界医、浪人医などの名称があり、資格取得のために必要があったもののようなものである。

当時幕府や各藩には、それぞれ高名な、お抱え医師がいたことは知られているが、地方においても、そのころの人口に比し、割に多くが名を連ねており、「永井文書」(長井手永大庄屋日記)の明治二年の記録によれば、次のとおりである。

- | | |
|----------|--------|
| 花熊村郡医御目見 | 田中 養淳 |
| 山鹿村手永頭医 | 清田 玄庵 |
| 木山村 同 | 熊谷 寿軒 |
| 同村 同 | (西) 周民 |
| 大村 同 | 筒井 玄道 |
| 喜多良村同 | 清田 元碩 |
| 本庄村 同 | 熊谷 寿育 |

ところで右の七月二十日とあるのは、既に七月十四日に廃藩置県が行われて、新しく豊津県が誕生しているのだから、行政の末端ではまだ従前のまま執行されていたも

続命院村同	柏村 杏白
崎山村住伴節庵様	伴 良禎
厄界	
古川村住宮本岩之助様同	小原 文意
久富村当分住居	牧野 源吾
牧野弥次右衛門様同	
古川村宇野岡右衛門様同	宇野 襄甫
柳瀬村当分住居	
一川定之丞	
洪田見縫之助様譜代	
大熊村当分住居	玄明
築城郡小原村産	

なお、このほか節丸手永うちの子孫川町域では、木井馬場村 城井寛爾、下伊良原村 白川文徳、帆柱村 永沼玄岱などの名が散見される。「永井文書」中に、医者が息子を長崎へ医学修業に出した時の一連の記録がある。

- 1 伴玄道を長崎へ医学修業に出したので許可願いたく、ご印鑑を下さるようお願いいたします。
父東庵↓庄屋↓大庄屋↓筋奉行あて
- 2 願の通り申し付ける、出発の日が決まったら知らせること。添状と合鑑を渡す。
筋奉行↓大庄屋あて

別紙として ○長崎役人への添状 ○合鑑 ○往来証文
この文書には、元治二年とあるが、改元があり、慶応元年（二八六五）である。

奉 願 口 上 覚

私伴玄道儀医学執行此度長崎表江差出申度当御時節柄奉恐入候得共何卒宜御聞通被下置御印鑑被 仰付下奉願候 以上

丑二月

大村郡医

東 庵

同村庄屋

家成 円平

右之通願出候ニ付宜被 仰付可被下候 以上

長井 又蔵

和田藤左衛門様
(注 仲津筋奉行)

大村郡医東庵伴玄道儀為医学執行此度長崎表江差遣度段願之通被申付候、尤免足日治定の上届得へ御添状合鑑御渡ニ相成候、此旨可被申達候、以上

二月十六日

和田藤左衛門

往来証文には、郡奉行名があり、奉書包みには郡代（藩の民政担当六郡の長）杉生券の表書きがある。

小倉藩では、筋奉行と呼称していたが、対外的には、公称のとおり郡奉行と記している。この「永井文書」中には、医師の医学稽古^{けいこ}、または医学執行という表現で、肥後表、紀州表などへの修業の申請が何件となく提出されている。紀州表では花岡^{はなおか}先生の許へ差遣度と書いて、消した部分が見られ、当時著名だった外科医のところへ技術修得を目指したのかと思われる。ちなみに華岡青洲は既に三十数年前に没している。

(四) 俳 諧

当犀川町域においても、在郷の俳壇といったようなものが持たれていたらと思う。中央に連なるいわゆる宗匠クラスの人が何人かいて、地

方に俳諧を広め、盛んであったことが想像されるが、残念ながら今のところ指導者の名前などわかっていない。

百姓を農作業に専念させるため、もろもろある遊芸の範疇に俳諧も入れられたようで、別項で紹介されている連歌興行などのことも、原則としては当時、度々禁止の触れが出されていて、厳しい取り締まりが行われている。

見方を変えれば、陰ではかなり行われていたものと見ることができよう。

六郡大社の一つである、生立八幡宮（当時）における公式の日和乞い、雨乞い、悪疫退散などの祈願神事では藩の許可を得て、神楽や楽、子供相撲が行われ、または踊り、操りなどと共に連歌興行が許された記録がある。

連歌の上の句ともいべき俳句は元禄のころから流行したとされるが、俳句をたしなむにはやはりそれなりに文字を学ぶ必要があった。

今では優雅な部類に入る茶の湯、生け花、謡曲なども含めて遊びごとに関する芸能は、単なる遊芸として表向き禁止されていたようだが、先に記したように、神社に関連した連歌などの催しは行われていたということから、日常の忙しさの中にも何らかのうるおいを求めて、娯楽や遊芸的なものもそれなりに底辺を広げていたように思う。

人々の集まりは徒党と誤解され、厳しく取り締まりがなされた。しかし時には特例として、病を癒すためという理由をつけて願い出て湯治に行くことが許されている。これとて費用のこともあり自分の足が頼りの旅である。時に足痛を理由としたものがあり、理由は形式的なものだったような気もする。

ここに文化年間（一八〇四—一八）ごろと思われる俳句入りの紀行文がある。表紙には「豊後温泉紀行」と書かれている（永沼文書 No.27号）。その一部を紹介してみよう。筆者と同行者は次の三人である。

筆者 幽月亭 松古

同行 旭映舎 梅里

〃 末 広 惟益

筆者は当時としては、かなりの知識人であったようで、野峠を越えて湯布院への湯治の途次、帆柱へ立ち寄っている。旅を終わって後、紀行文の写しを届けたものかと思われる。立ち寄った永沼の家では当主が不在であったと書かれているが、その当主も俳句を多少はかじっていたらしく、洞雲舎という古木の掲額を今に伝えている。

途中の景物を觀賞しながらの旅である。文中には俳句または連歌風の作品を書き残している。その中に野峠附近の描写がある。

涼しきは瀬の音のみの井の蛙 松古

など口ずさみて、杖を進めんと急ぎ候なり、諸木覆ひ茂りて薄ぐらく、道は草深くして踏みわけがたきに、用意の火打とり出して、腰の煙管をつまみつつ

耳の慾にすすむ山路やほととぎす 松古

斯て野峠越を攀登るに、尤奥深く、梅、楓やらの古木、大あり小あり、薄くごとくに透間なく篠を交じへて峰も麓も見へわかず、踏みならず岩角は苔滑らかにして、猶峻嶒なり、聞ゆるものは颯々たる風音のしらべに聞こ鳥銜の繁きことの凄し。

心細う攀る峠や五月闇 松古

扱漸絶頂ニ上りて携へし一瓢を取出し、しばし休らい汗を沈めた、又禁をさ



豊後温泉紀行（永沼文書No.27号）

して下る折り折り時節の空曇りを催ふし天相俄かに変わりけらしぬ

淋しさは雨さみたる山路かな 惟益

踏む岩角にそれ苔の花 （下毛郡山国町） 松古

それより杖を曳きて行くに榎木となんいえる里にたどり着き、先は農家に立寄りて茶を請ひしばし憩い侍りぬ。此処帆柱村より行程式里に足らぬよし。下毛の郡にして奥平公の守領なり（下略）

(五) 遊 芸

度々の触れ書きなどで繰り返し無駄を省き、働き一途を勸奨して飾りがましいことや遊芸に類することはすべて禁止して厳しい取り締まりをしているが、村々にはいわゆる日明しといった探索方も入っていたようである。

取り締まるということは、法に触れることが行われていたことの証でもあると思う。

文化年間の触れ書きから一部抜粋すると

- 一、囲碁、将棋、連歌、俳諧、生花、取扱候義不相成候事
- 一、郡中江他より参候、連歌、俳諧師、碁、将棋、生花之師、其外遊芸致候者不差置候事

（永沼文書No.57号）

庶民のささやかな楽しみである右に記された一連の芸芸などは、表面き行つてはならず、また郡中へ他所から入つて来る指導者たちを引き止めることはならないということであり、何とも厳しい通達ではある。このほか村へ入り込む念仏踊り、盆踊り、俄（くわ）などもすべて取り締まりの対象とされている。

連歌については神社で興行が許可され、生立八幡神社、橘八幡神社そ

の他で行われていたことが残されている（その他の文化財参照）。日和乞い、雨乞い、五穀成就、悪疫退散、牛馬安全などの名目で祈禱の演目に、小神楽や楽、踊り、神書講談、連歌、子供相撲などが奉納されているが、これは許可制による例外措置であった。

ある村では、碁を打ったかどで庄屋村役以下呵（しかり罰の種類、今でいう「贖責」）を受けたという記録がある。

嘉永元年（一八四八）（永沼文書No.39号）

「御用日記」

裁許状

□□□□村

□ □ □ □

□ □ □ □

□ □ □ □

其方共当六月庄屋□□休宅□□村において囲碁取扱候段兼て申付置候掟を背不相濟事に候依之急度呵申付候

(六) 世相片々

郷土の文化を述べるのに、当時の教育の状況を中心にした記述をして来たが、庶民の日常における生活の実態は果たしてどのようなものであったのかよくわからない。しかし掟に縛られた枠の中の暮らしは何とも厳しいものであったと思われる。

文化という言葉に最も遠いことだと思ふような出来事が近隣に相次ぎ起こっている。これらを紹介して、当時の世相を探ってみることにする。

まず記録の中に出てくるものは盗難である。いわゆる窃盗がそのほと

んどを占めており、たまに強盗傷害事件があつて指名手配も見られる。次に多いのが捨て子である。生活苦からか、不義などによるものなのか理由は明らかでないが、寺や裕福な商家、または医師などの家の門先に置き手紙をして捨てて行くケースが多い。

捨て子については、捨て親探しの厳しい詮議が行われているが、不思議なことに見つかっていないのがほとんどである。何か民衆のしたたかさといったものを感じてならない。子供を抱いた女または背にした二人連れが人目につかないはずがない。調べが単に形式的なものだったのか、互いにかばっていたものだろうか。

ただ一件、企救郡の方で捨て親が見つかり、見せしめのためその父親が引き回され、田川郡越えて、現犀川町内の村々を経て次の区域へ送られた記録がある（永井文書、長井手永大庄屋日記）。

ところで次の書類は、犀川町の周辺に行橋市、豊前市、田川市の区域に起こった盗難、捨て子、家出などについて筋奉行から大庄屋へ宛てた手配書である。村々の庄屋へ急ぎ申し触れするように回し大庄屋から持ち回りに用いた文書の原物であり、節丸長左衛門が回覧に付し、吉岡―上原―光富―節丸（以上、現豊津町）―犬丸―内垣―末江―下高屋―上高屋―木井馬場―横瀬―下伊良原と続き、末尾にそれぞれ拝見と書かれている。以下、上伊良原、扇谷、帆柱の行き止まりでその書類が遺されているのである（永沼文書No.161号）。

左の通り早々被相触候 以上

七月十七日

(仲津郡筋奉行) 細野健助

大庄屋中

(盗難)

一、鮫柄脇指 一腰

但、鉄鏝目貫赤銅ニ銀

一、結縞男帯 一筋

一、紺□□と帯 同

一、縞 式丈余 但鼠紺堅横縞

一、肌 着 老つ 但身千草袖承付

一、男単物 老つ 但鼠紺堅横縞

一、大風呂敷 老つ 但紺ニ静哺堂之字染付

一、小風呂敷 老つ 但蕨黄ちらし付

一、女帷子 老つ 但綸子形付

一、小倉織男帯 老筋 但浅黄地

一、雪駄 一足

拾老品

右ハ当月六日夜当村医師琢甫と申者方江盗人入右之品盗取申候、早速方々

相尋候へ共行衛相知レ不申候、仍御注進申上候、以上

七月十六日

(現田川市)

伊加利村庄屋

植木直兵衛

(田川郡伊田手永大庄屋)

伊田孫兵衛

(盗難)

一、男裕 老 但 茶紺堅縞

一、同単物 老 但 どぶ返し形菱

一、浴衣 老 但 一ツ紋丸ニ抱茗荷

但 地白、両面小形付

一、同単物織 老 但 浅黄と紺の堅縞、黒の紐打紐付

一、女裕 老 但 おめし納戸うら蕨黄

一、同帯 老筋 但 千歳茶紬ニ紫ちりめん、御へら替

一、子供単物 老 但 糸入紺かすり堅縞三つ身

一、白米 五斗ほど

八品

右ハ先月廿七日夜当村甚内と申者方裏口之戸ヲ明ケ盗人入右之品々盗取候

ニ付早速方々相尋候へ共行衛相知不申候仍御注進申上候、以上

子 七月

(現行橋市)

下検地村庄屋

七三郎

(京都郡久保手永大庄屋)

久保彦九郎

(捨て子)

一、女子 老人、尚五月廿四日出生と書付有之

一、紅襟単物 老ツ着(注ニ着用の意)

一、縞継はぎ裕 着(同)

武品

右ハ昨夜九ツ時当村明德寺表口江小兒泣声仕候ニ付戸を明候所女子捨有之

候間早速捨主相尋候へ共行衛相知レ不申候段申し出候ニ付罷出見分仕候処相

違無之御座候、右ニ付同寺江拾ひ揚げ養育為仕置申候仍御注進申上候、以上

七月十三日

(現豊前市)

市丸村庄屋

兵三郎

(上毛郡岸井手永大庄屋)

岸井廉平

生後二か月にも満たない乳児を捨て、わずかに紅襟の単物に継ぎのあ

たつた袷を着せただけの親の心情を思うとき、何とも哀れでならない。

(家出)

□□□村

□兵衛俣

□吉

一、歳 式拾巻

右ハ兼て病身にて少々乱心躰に御座候所、一昨十六日夜九ツ時過宿本不計罷出申候、

然所初夏以来より稲家二階に相休候節も御座候ニ付□□方ニ又々二階にも罷出候儀哉と奉存候、家内のもの聞掛も不仕候所昨日朝飯等相仕廻候得共帰り不申ニ付二階ニ参り見申候所居不申候間早速親類共ハ勿論隣家の者尋方致候之段申出候ニ付村方人別をも尋方ニ差加夜中迄方々相尋候所新町より上野夫より飛松菩提村(いずれも現在京都郡勝山町内の地名)之様参候を見受候もの御座候段相聞候間晝より又々人別不残右方角山々色々夜ニ入候迄種々相尋候へ共行衛相知レ不申候狐狸之所迄共有御座間敷や尚此上尋方をも為仕可申候へ共先一通右之段御注進申上候、以上

子七月十七日

同村庄屋

治郎兵衛

久保彦九郎

右之通り村々人別早々申触若見聞之もの有之候ハ、早速申出候様にと存候、以上

八月朔日

(仲津郡節丸手永大庄屋)
節丸長左衛門

村々庄屋中

吉岡 拝見

上原 拝見

光富 拝見

節丸 拝見(以上現豊津町のうち)

犬丸 拝見

内垣 拝見

末江 拝見

下高屋 拝見

上高屋 拝見

木井 拝見(木井馬場)

よこせ 拝見(横瀬)

下い 拝見(下伊良原)

この申し触れに子歳と記載があるので、当時の節丸長左衛門(藤河氏)の在職期間、天保八年(一八三七)から弘化二年(一八四五)の間の天保十一年の記事である。

同じ天保十一年の永井文書(長井手永大庄屋日記)の中にも当時の世相を語る出来事が散見されたので、次に記してみよう。

覚

(行き倒れ)

一、歳四十五位の男老人

但、浅黄縞はぎ繻伴者ッ着

一、所持の品、木綿袋者ッ限

外は何さへ所持不仕候

右の者当村氏神社前ニ行倒相果居候段当村仙七と申者今朝見出其段申出仕候ニ付早速罷出見分仕候所相違之段も無御座候間死骸ニ番人付置申候仍御注

進申上候、以上

八月二日

□□村庄屋

□ 助

右之通り申出候ニ付御注進申上候、以上

(長井手水大庄屋)
長井 雄太郎

細野 健助様
(仲津郡筋奉行)

覚

(牛盗難)

一、女牛 一疋

但黒毛歳四歳、後ニ一ヶ所差毛(外の色が交じっていること)有角常躰

右ハ当村茂七と申者方厩ニ繋置候所去ル十五日夜被盜取候ニ付方々相尋候得
共行衛相知不申候仍御注進申上候、以上

九月十七日

本庄村庄屋

利兵衛

右之通申し出候ニ付御注進申上候 以上

長井 雄太郎

細野 健助様

この盗まれた牝牛は、二十日ばかりたった十月三日に探し出し連れ
帰っている。その記事は次のとおり。

(現朝倉郡)
筑前上座郡平村と申処ニ尋出し、一昨三日連帰申候此段御届申上候、以上

十月五日

本庄村庄屋

利兵衛

覚

(指名手配)

広嶋出生

□ 三郎

一、歳式十三

一、小男角面瘦肉 一、色黒く頬細キ方

一、目丸き太キ方 一、鼻筋高キ方

一、眉毛濃キ方 一、口常躰

一、無舌常躰

其節の衣類

一、単物 沓 紺堅縞模様

一、古肌着 沓 色浅黄

一、沓重帯 着

右之者木挽職仕候て当村へ参居申候処盜賊仕候ニ付召捕候処、去ル十八日
夜取逃し候ニ付早速方々相尋申候得共行衛相分り不申候、仍御注進申上候、
以上

子六月

(現方城町)

弁城村庄屋

瓜生儀右衛門

(田川郡上野手水大庄屋)
上野助右衛門

細野 健助様

家出人の結末については永井文書中に「覚」として次のとおり記録を
載せている。

左の通可被有触候、以上

八月七日

細野 健助

大庄屋中

此間御届申上候当村□兵衛倅□吉其節より内々人別尋方仕今日菩提山罷懸相尋候処其茅立込候深谷之底ニ這（入）込居候を見出し候所未ダ存命ニ御座候得共以ノ外病氣大切ニ相見へ候ニ付早速連帰り介抱為仕候内無間も相果申候此段御届申上候、以上

七月二十四日

（現行橋市）

上碑田村庄屋

次郎兵衛

久保彦九郎

先に捨て子の記事を紹介したが、この年天保十一年だけに限ってみても、永井文書の中に筋奉行を通じて手配書が回って来ている件数が何と一三件を数えている。その範囲としては、現行橋市、豊前市、田川市、築上郡、田川郡と広い地域にわたっている。

なお捨て子の場所は、寺院二、医師宅二、その他九となっており、十二月や二月（旧暦）の寒空というのもあり、何ともやり切れないものがある。



持ち回り触れ書き（永沼文書No.161号）